

行政官庁等からの意見の主な項目

【第1 基本的な見直しの考え方について】

- 1 行政と司法の機能分担に関する基本的な考え方を踏まえる必要(総務省)
- 2 行政活動が、その意思形成や執行の過程において、多種多様な利害を調整しながら行われていることに留意する必要(総務省)
- 3 国民全体の利益衡量に充分留意することが不可欠(国土交通省)

【第2-1-(1)被告適格者の見直し】

第1 被告とすべき者

- 4 「処分又は裁決に係る」との概念はあいまいであり、誤解を招くおそれがあるので、「処分又は裁決をした行政庁が帰属する」とする方が、国民の便宜を図る観点から望ましい(全国知事会)
- 5 市町村から県への道路事業の代行事務のような事例を想定した場合、「処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は地方公共団体」だと市町村となり、「処分又は裁決をした行政庁が帰属する国又は地方公共団体」だと委託を受け事業(処分)を行なった県となるのであれば、後者が妥当(全国知事会)
- 6 事務委任や事務委託をしている場合、委任先又は委託先となるかについて整理する必要(全国知事会)

第2 国の代表者に関する法的手当の必要

- 7 三権分立の観点から他の機関の指揮を受けない性質の事件や独立性の高い機関の事件があることから、「国」を代表するのがだれかという法的手当の検討が必要(法務省、公正取引委員会)

第3 地方公共団体の議会との関係

- 8 地方議会のした議員の除名処分に関する訴訟については、地方議会に被告適格を与えるべき(総務省)
- 9 地方自治法との関係で、地方公共団体の上訴等に議会の議決(第96条第1項)が必要となるが、この規定の見直しが必要(全国知事会)

第4 訴状に行政庁を記載させる訓示規定を設けるなど行政庁の特定の手当て

- 10 訴状において処分行政庁を明記することが請求を特定する上で有益であるし、行政庁の特定がされないと、被告側において迅速に応訴対応することが困難な状況も想定されるので、訴状に行政庁を記載するものとするとの訓示規定を設けるなど、何らかの手当てを考慮する必要(法務省、経済産業省)

第5 個別法で被告適格を定めている場合

- 11 個別法において被告適格を有する者が明確になっている場合に、あえて「国」を対象とする必要があるか(経済産業省)

第6 行政不服審査法の不服申立ての相手方

- 12 行政不服審査法においては、行政事件訴訟における被告適格の見直しに連動して、不服申立ての相手方を行政主体に改めることは適当でない(総務省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-1-(2)行政訴訟の管轄裁判所の拡大】

第 1 行政コスト・円滑な訴訟運営の考慮

- 13 原告の利便と、効率的な訴訟対応のための行政コストを勘案する必要。B 案の場合、行政コストが大幅に高まることが予想されることから、高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所への訴えの提起を認める A 案が望ましい(外務省、財務省)
- 14 管轄を拡大した場合、期日調整が困難になるなど訴訟事務の円滑な実施が困難になり、審理がかえって長期化するおそれ。国の行政機関でも全国に拠点をもっていないものについては、更に検討が必要(文部科学省、厚生労働省)

第 2 土地に着目した処分、地域の事情に密着した処分等に係る訴え

- 15 土地に着目した処分等に係る訴えについて、原告の住所地で訴えを提起することができることとするについては、慎重であるべき(農林水産省、国土交通省)
- 16 地域の事情に密接に関係した処分については、関係者や関係機関の協力を得て審理を尽くす観点から、原告の居住地を管轄する裁判所への提訴を認めることが合理的か否かについて検討を行う必要(財務省)

第 3 管轄の集中化との関係

- 17 特許等に関する訴訟については、従来どおり、特許法等に基づく管轄の集中化を維持すべき(経済産業省)
- 18 公正取引委員会の審決に係る訴訟、公害等調整委員会が鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律に基づき行った裁定(以下、単に「裁定」という。)及び裁定申請の却下決定に対する訴訟については、東京高等裁判所の専属管轄に属する。管轄を拡大することが相当でない事件について検討を要する(公正取引委員会、公害等調整委員会)

第 4 地方公共団体、地方公社、特殊法人、独立行政法人

- 19 地方公共団体を被告とする訴訟については、土地管轄を拡大すべきではない(警察庁、総務省、全国知事会)
- 20 地方公共団体や土地改良区等を被告とする訴訟については、無条件に原告の住所地での訴えの提起を認めると関係権利者等利害関係者や地方公共団体の負担の増と迅速な審理の妨げにつながることを懸念される(農林水産省)
- 21 地方住宅供給公社等の地方公社や全国に拠点を有しない特殊法人・独立行政法人には過剰な負担(国土交通省)

第 5 同種の訴訟の移送規定の整備

- 22 同種の訴訟について、行政庁の所在地における同一の裁判所で行うことも可能とするよう、移送の規定を整備することを検討すべき(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 36 条第 2 項参照)(法務省、経済産業省、国土交通省、防衛庁)。

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-1-(3)出訴期間等の教示】

第 1 教示の相手方

- 23 教示の相手は、その範囲を明確にするために、処分等の相手方に限定することが必要。第三者に教示を行う場合には教示を行うべき第三者の範囲について明確にする必要(財務省、文部科学省)
- 24 処分時点での教示の対象を処分の相手方以外にも拡大する場合、利害関係者に教示を求められた際に教示することが適当(農林水産省、経済産業省)

第 2 書面による処分に限定

- 25 教示義務の対象となる処分は、書面とするものに限るべき(法務省)

第 3 職員の任用に関する処分の除外

- 26 転任、配置換等の任用は、職員が著しく不利益な処分を受けたと料する場合には処分説明書の交付を請求することができ、処分説明書に不服申立をすることができる旨及び不服申立期間等が記載されている。採用、昇任、転任、配置換等の職員に対する処分について、教示義務の対象とする必要はない(人事院)

第 4 不服審査前置の定めが適用される場合の教示

- 27 不服審査前置の定めが適用される場合には、裁決の際に出訴期間などについて教示することが適当(財務省、公害等調整委員会、厚生労働省、)

第 5 相手方の意思で教示ができない場合の手当て

- 28 処分の相手方が、受領拒絶を行ったり、処分の相手方の意思により、結果的に教示がなされなかった場合には、処分庁に教示義務違反の責任が課されないような法律上の手当てが必要(国土交通省)

第 6 教示の誤りが処分の無効・取消しにつながらないこと

- 29 教示をしなかったことや誤って教示したことが直ちに原処分の無効や取消しにつながるものとするのは適当ではない。行政不服審査法第 18 条、第 19 条、第 58 条のような取扱いを検討することが妥当(農林水産省)

第 7 教示が誤っていた場合の治癒の方法の検討

- 30 教示が誤っていた場合の治癒の方法を規定するなどの手当てを検討する必要(金融庁)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備】

第 1 新たに規定を設ける必要性

- 31 民事訴訟法の釈明処分等により対応すれば足り、その特則として広範な資料の提出を求めることができるとするは適当ではない(総務省、全国知事会)
- 32 情報公開法や平成 13 年 12 月 1 日施行の改正民事訴訟法における文書提出命令等の制度が整備されており、さらに、今般の民事訴訟法の改正により提訴前の証拠収集手続制度が導入されると、提訴前の証拠収集も可能となる。これらの制度の運用実績等を慎重に検討する必要(法務省)
- 33 現行制度の範囲内で十分対応可能と考える。改めて法制化の必要はない。行政側に記録の提出を求める規定を法制化し、文書提出命令の特則として位置づける場合には、拒否できる規定の設置を願いたい(東京都)

第 2 公務員が職務上知り得た秘密など提出を拒むことができる場合

- 34 裁判に関する記録の中には、人事院に対して国家公務員法第 90 条の不利益処分の不服申立てを行った者等の個人に関する情報、公務員が職務上知り得た秘密に関する情報等も含まれる。個人に関する情報、公務員が職務上知り得た秘密に関する情報等が含まれる文書については現行の文書提出命令と同様提出を拒むことができるとすべき(人事院、財務省)
- 35 犯罪の捜査、情報協力者からの情報・資料の入手、視察内偵活動等のあらゆる警察活動を通じて入手した情報、資料のすべてを裁判で明らかにすれば、警察に協力して情報を提供した者を暴力団からの報復の危険にさらし、また、警察による内密の暴力団情報の収集・分析活動を暴力団側に明白にしてしまう危険が避けられず、国民の生命・身体の保護、公共安全と秩序の維持という警察活動に大きな支障が生じないよう、一定の除外事由を設ける必要(警察庁)
- 36 行政上の調査や審査請求事案の審理においては、公になることを想定せずに資料の提出を受けることが少なくなく、資料一切を公開することとなれば調査、審理等に対する協力が得られにくくなることなどの問題がある(財務省)
- 37 行政処分関係の資料の中には、その内容が公務員の守秘義務に係るもの等、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものなども含まれ得ることに留意しつつ、提出資料の範囲について検討する必要がある。民事訴訟においても、文書提出命令の提出義務の除外規定(民事訴訟法 220 条 4 号口など)等との整合性が考慮される必要(金融庁)
- 38 個人情報関係法令(条例を含む。)の対象となる文書等については、提出を拒むことができることとすべき。地方公共団体が独自に定める情報公開条例等の非開示事由に該当する場合は、条例の規定に配慮すべき(総務省、全国知事会)
- 39 個人、法人等の権利利益、国の安全、公共の利益等に対する適切な配慮は必要不可欠(法務省)
- 40 「刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書」は、刑事裁判のために作成されたものであって、行政処分のための記録ではない上、民事訴訟法第 220 条 4 号ホで文書提出義務の対象

行政官庁等からの意見の主な項目

から除外されており、行政訴訟においてもその趣旨は当然にあてはまる。(法務省)

- 41 民事訴訟法で認められている文書提出義務の適用除外要件(法 220 条 4 号)と同等の適用除外がなされない制度となる場合には、記録等の提出により、今後の公務の遂行に著しい支障を生ずるとともに、公益が損なわれるおそれが生じる。また、情報公開法に基づく開示請求で認められる情報よりも広範な情報を、行政訴訟の提起者が得ることとなり、他の制度との整合性も取れない(文部科学省、農林水産省)
- 42 記録等が提出されることにより第三者に不利益を与えるような場合等については、一部情報のマスキングを可能とすることなども含め、記録等の提出を拒むことができることとすべき(経済産業省)

第 3 争点の立証に関係の深いものに限定

- 43 記録の提出義務の範囲は、争点の立証に関係の深いものに限定するなど、明確にすべき(財務省)

第 4 記録の提出を拒むための手続

- 44 記録の提出の可否を行政庁において判断することとされたい(警察庁)
- 45 民事訴訟法第 223 条第 3 項以下と同様に、提出をしない場合の手続きを検討する必要(農林水産省)
- 46 記録等が提出されることにより第三者に不利益を与えるような場合等については、提出を命ぜられたことに対する不服申立手続において、不利益を受ける可能性のある者が意見陳述できる機会を設けるべき(経済産業省)
- 47 記録を裁判所に提出する場合、全て記録が公開される。記録に、処分又は裁決の相手方以外の個人情報等が含まれている場合は、どのようにして裁判所に提出すべきか整備する必要。例えば、該当部分を墨塗り等してから裁判所に提出すべきか、インカメラ審理手続(裁判官のみが見て、処分又は裁決の相手方には見せない審理)を行うべきか(国土交通省)

第 5 不作為の場合

- 48 不作為の適法性を示す資料については、どの時点に適法性判断の基準時とするのか等の点があらかじめ明らかになっていなければ対応は容易ではなく、仮に基準時が明らかになっても、不作為状態の適法性を立証するためには、基準時以前の段階からの科学的知見の変遷や、当該行政分野における状況変化など、幅広い根拠資料を提出する必要があるといった点からも、行政側の訴訟事務負担が増大し、かえって円滑な訴訟の遂行の妨げとなるおそれがある(厚生労働省)

第 6 個別法の規定との関係

- 49 公正取引委員会の審決取消訴訟が提起された場合において、当該事件の記録が送付されることとなっている(独占禁止法第 78 条)(公正取引委員会)
- 50 公害等調整委員会が行う裁定については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 42 条において、裁定は、理由を付すること、第 51 条において、採決又は裁定の信頼の却下の決定に対して訴訟の提起があった場合に、裁判所に裁定事件の記録を送付しなければならないことが、既に規定されている(公害等調整委員会)
- 51 特許庁の無効審判は当事者対立の審理構造を採用しており、その審決の取消訴訟についても審判の相手方当事者を被告とする制度となっているため、特許庁が審決取消

行政官庁等からの意見の主な項目

訴訟に被告として関与することはないが、裁判所が特許庁長官に対して審判事件に関する法律の適用その他必要な事項について意見を求めることができる(特許法第 180 条の 2)。処分又は裁決に関する理由の説明を行政庁に求めることについて、すでに個別法で制度が定められている場合には、当該制度を活用すべき(経済産業省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-3 本案判決前における仮の救済の制度の整備】

第 1 執行停止の要件の緩和

- 52 行政事件訴訟法第 25 条第 2 項の執行停止の要件は維持されるべき。仮に執行停止の要件が緩和され、執行停止が容易に認められると、きわめて幅広い行政分野を担当している地方公共団体が行った処分についてその執行ができなくなり、多数の利害関係者に不利益を与えたり、行政の円滑な執行が阻害されるおそれがある(総務省、財務省、警察庁)
- 53 国民の安全確保や電気・ガスの供給確保など、公共の福祉又は公益に関わる事案については、現行程度の執行停止要件等を維持すべき(経済産業省)
- 54 個別法において処分に先だって住民合意に係る一定のプロセス・ルールが定められている場合には、現行程度の執行停止要件等を維持すべき(経済産業省)
- 55 公共事業の施行について執行停止を認める場合には、事業の目的である公益の早期実現が困難となり、原告以外の多数の者に不利益を与えることとなるため、要件を緩和すべきではない(国土交通省)
- 56 執行停止の要件の緩和については、その具体的内容、程度によってその影響の内容、大きさも変わり得るため、現段階で網羅的に回答することは困難であるが、想定され得る影響としては、例えば、農地の違反転用に対する工事停止命令等における執行停止により原状回復が困難になること、土地改良事業においては(土地改良事業では関係農家の 3 分の 2 以上の同意があれば実施できることとされている。)執行停止が一部の反対者による反対運動の手段として利用され、事前調整手続を設けた意味がなくなるおそれがあること、さらに、公共事業の施行について執行停止により、事業の目的である公益の早期実現が困難となり、原告以外の多数の者に不利益を与える可能性がある(農林水産省)
- 57 処分によって経済的不利益を被る業者に安易に執行停止を認めた場合、環境上の不可逆的な不利益が生ずることがあり、慎重な取扱いが必要(環境省)

第 2 第三者の不利益の考慮

- 58 執行停止の要件を緩和する場合にも、要件として第三者に及ぼす不利益を考慮するとともに、執行停止要件の判断過程において利害関係者の意見陳述を可能とすべき(経済産業省、全国知事会)

第 3 緩和に伴う他の要件の強化

- 59 執行停止要件が緩和された場合には、行政処分の執行が停止されることによって失われる公益に配慮して、現行法第 25 条第 3 項の規定の見直しを併せて図る必要がないかを検討すべき(法務省)
- 60 執行力の制限を求めるときは、担保の提供を義務付けることも検討が必要(財務省)

第 4 暫定的な執行停止制度による公益に対する影響

- 61 道交法及び公安条例に基づく許可処分は、申請から集団行動が実施されるまでの時が極めて切迫しているから、「一定期間経過後に処分の執行力が発生するとの制度」や、「暫定的な執行停止制度」が導入されれば、公安委員会が付した条件が実質的に意味をなさないこととなる(警察庁)

行政官庁等からの意見の主な項目

- 62 一律に一定期間経過後にしか処分の執行力が発生しないようにすべきという考え方や、処分が執行された場合に原状回復が不可能なときには、執行停止の要件の有無を厳格に審理することなく一旦執行を停止して、緊急にその要件の有無を審理する暫定的な執行停止制度を導入すべきであるとの考え方が採られると、例えば、退去強制令書及び収容令書について暫定的に一定期間執行力が発生しないとされれば、在留資格のない外国人の収容が不可能となり、逃亡を防止することができなくなるおそれがあるし、公安審査委員会が、暴力主義的破壊活動や無差別大量殺人行為を行った団体に対してする各種の処分についても、これを適時適切に執行することができなくなれば、公益に著しい支障を及ぼすおそれがある(法務省)
- 63 「処分が執行された場合に生じる損害が重大なときには」「執行停止の要件の有無を厳格に審理することなく、いったん執行を停止」する制度となれば、行政行為の安定性に支障を生じ、大きな混乱を来しかねないことから適当でなく、安易な仮救済制度の拡充ではなく、真に必要な場合に限ることが必要(文部科学省)
- 64 農地の違反転用に対する工事の停止命令や保安林の指定処分等について、執行停止がなされると、執行停止が撤回されるまでの間に開発工事や立木の伐採が進行してしまい、原状回復が困難となる。また、関係農家の3分の2以上の同意があれば実施できることとされている土地改良事業について、一部の反対者が納得するまでは工事が事実上実施できないこととなってしまう、関係農家の権利、利益を損なうおそれがある。このため、特に暫定的な執行停止の導入については、慎重な検討が必要(農林水産省)

第5 執行停止決定に対する不服申立ての在り方(内閣総理大臣の異議の制度)

- 65 内閣総理大臣の異議の制度は、現行のまま維持されることが望ましく、本制度の見直しについては、極めて慎重な議論が必要。仮に、本制度を見直す場合であっても、その廃止を結論とすべきではなく、例えば、現行の異議を申し立てることができる要件を更に限定して「公共の福祉に著しく重大な影響を及ぼすおそれがある」場合とする、あるいは、異議陳述の場面を執行停止に関する決定がなされた以降に限定することにより、裁判所の判断をより尊重した取扱いがなされるよう配慮するなどの観点からの見直しを検討すべき(警察庁)
- 66 内閣総理大臣の異議の制度を廃止し、かつ、執行停止決定の執行を一切停止することができない制度とした場合には、公益を著しく害することになる事案が生じるおそれがないかの検討が必要。公共の安全や秩序の維持に関する処分について、特別の配慮が必要ないかを検討すべき(法務省、財務省)
- 67 条約上の義務を的確に履行するという極めて高度の公益的要請を満たすため、法に基づく手続の履行を確保する手段として内閣総理大臣の異議申立制度を存続する必要(防衛庁)
- 68 執行停止決定等に対する即時抗告に執行停止決定等の執行を停止する効力を持たせることも検討する必要(農林水産省、全国知事会)

第6 仮処分に類する仮の救済

- 69 行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為について仮処分に類する仮の救済の手続によってその効力または執行が阻止されることは、法的安定性を害し適当でな

行政官庁等からの意見の主な項目

い(総務省)

- 70 抗告訴訟における仮の救済は、本案の訴訟において終局的に求めることができる範囲内に限られるべき(法務省)
- 71 旅券の発給について言えば、一旦仮の救済が認められれば、犯罪人が国外に逃亡するというような、回復不能な結果を招く危険がある。本案判決前の仮救済制度については、導入する場合は、仮の救済による結果が事後的にも回復可能なものに限定することが必要(外務省)
- 72 公共の福祉又は公益への配慮を比較考量した要件の設置や審理期間の定めが必要(東京都)
- 73 農地転用不許可処分に対して仮に農地転用ができることとし、工事が行われた場合にはその後の原状回復が困難となってしまう。また農薬の登録拒否処分について仮の救済を行うこととした場合、安全性の確保されていない農薬が一般に流通することとなり、国民の健康被害が発生するおそれがある等の支障がある(農林水産省)

第7 仮の救済制度の対象範囲を個別に検討すべき

- 74 仮の救済方法の整備に関しては、処分ごとに影響が異なることから、一般的な規定として仮の救済方法を定めるのではなく、処分ごとに検討すべき(財務省)
- 75 処分の性質を勘案して、仮の救済制度の適用除外をすべき処分がないかを検討する必要。(法務省、厚生労働省)
- 76 職員に対する分限処分及び懲戒処分については仮の救済の制度の対象としてなじまない(人事院)

第8 個別法の仮の救済との関係

- 77 課徴金納付命令等については、独占禁止法上の執行免除の特則が適用されないところ、執行停止等の仮の救済の対象とされるべきか検討が必要(公正取引委員会)
- 78 公害等調整委員会が行う裁定については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第27条において、行政不服審査法第34条にならった規定が設けられている(公害等調整委員会)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-4-(1)行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え】

第 1 導入の必要性

- 79 義務付け訴訟は、行政が持つ行政一般に対する施策決定権限を司法により制限するものであることから、慎重に検討することが必要(文部科学省)
- 80 どのような者が行政の作為を求め得るかは、個別法の目的、処分等の内容によるところが大きく、個別法で解決すべき問題。個別法において行政に対する申請権や一定の関与の仕組みが定められていないにもかかわらず一足飛びに司法的解決を目指すことには慎重であるべき(農林水産省)
- 81 義務付け訴訟は、三権分立の基本に係る重要事項である。行政の第一次判断権を尊重し、要件を明確にした上での法制化を望む(東京都)

第 2 行政の作為の給付(義務付け)を求めることができる場合

- 82 一義性の要件、緊急性の要件、補充性の要件の 3 つが充たされることが必要。行政事件訴訟法における事後訴訟中心主義は維持されるべきであり、行政の作為の給付(義務付け)を求める訴えを認めるとしても、行政庁が判断する前に司法が判断するのは例外的な場合に限って認められるべき(総務省、財務省、全国知事会)
- 83 申告納税制度に基づく課税関係については、申告後の調査を経ずに減額更正を求める義務付け訴訟を提起された場合、納税者の資産状況等の調査を差し控えざるを得なくなるようなことになれば、当局の十分な証拠収集に基づいて立証を尽くす機会が失われ、結果として減額更正が認められ、適正・公平な課税の実現を阻害するおそれがある(財務省)
- 84 行政に一定の裁量を与えられている分野において、裁判所が作為の給付を命ずるという司法判断をすることについて適当ではないという意見が多い(全国知事会)
- 85 指定漁業の許可は、申請内容が法令に合致したものでも、漁業調整上の観点から、申請者間で優劣をつけ許可・不許可を判断する。このように行政庁に裁量の余地のある処分については、行政の作為の給付(義務付け)を求める訴えになじまない(農林水産省)
- 86 高度な専門技術的知識を要する分野等においては、給付(義務づけ)の要否・内容が、法律上、一義的・明確であるような場合に限定すべき(経済産業省)
- 87 電気・ガスなど公共料金については、事業者から届出等がされた内容の変更命令を、行政庁ができる旨規定されており、変更命令の判断基準は法律により規定されている。その基準は事業運営における効率性や需要家の利益等を判断するものであるため、様々な点を考慮して行政庁が命令の要否を判断しなければならない。したがって、裁判所が判断し、様々な考慮すべき点が不十分なまま差し止めや変更の命令が発せられることとなれば、事業制度や料金システム等に混乱を生じ、需要家が不利益を蒙るなどの問題が生じかねない(経済産業省)

第 2 行政手続への関与が認められるだけで義務付け訴訟の提起を認めてよいか

- 88 独占禁止法第 45 条の規定は、公正取引委員会の審査手続開始の職権発動を促す端緒に関するものであって、報告者に具体的な権利を付与するものではないと解されている(最高裁昭和 47 年 11 月 16 日判決)ところ、このような報告者に義務付け訴訟を

行政官庁等からの意見の主な項目

認めることは、同条の規定に基づく報告の性格に反する(公正取引委員会)

第3 申請権がない第三者が処分を求めることを認めるべきか

89 申請に対する処分等行政庁が何らかの処分を行うことが予定されているものについて、申請権のない者に対して作為の給付を求める訴訟の提起を認めることについては、行政の一次的判断権をも奪うものであり適当でない(文部科学省)

90 公共事業など多数の国民に影響を与える行政分野においては、申請に対する処分を行政が拒否した場合に当該処分を求めようとする場合などに限ることとし、不特定多数の者の利害に関係する抽象的な行政行為をすべきことを求める訴えを認めることは不適當(国土交通省)

91 申請権がない者が第三者に対する処分を求める場合に関しては、個々の処分ごとに検討していく必要。差押財産を取得したい第三者が当該財産の公売を求める訴えを提起することが想定されるが、換価の猶予や不服申立ての提起による換価制限(国税徴収法 151 条第 1 項、国税通則法第 105 条第 1 項)に服している場合、これを訴訟上明らかにすることは、納税者のプライバシーを侵害し、守秘義務にも反するため、不可能(財務省)

第4 第三者に対する処分の義務付けと直接の差止請求との関係の検討

92 法令に基づく申請権の認められないものに義務付け訴訟を認めるとすれば、独占禁止法に基づく民事上の差止請求訴訟(独占禁止法第 24 条)との関係(行政処分によらず自己の利益の回復を図ることができる場合)について検討する必要(公正取引委員会)

第5 訴訟参加制度の充実

93 判決が公益性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、訴訟参加制度の充実も併せて検討することが必要(国土交通省)

第6 実質的証拠法則との関係

94 公害等調整委員会が行う裁定に係る訴えについては、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 52 条において、いわゆる実質的証拠法則が規定されている。行政の作為の給付(義務付け)を求める訴えと実質的証拠法則との関係について、公害等調整委員会が行う裁定の趣旨も踏まえ、検討する必要(公害等調整委員会)

第7 判決の執行

95 作為の給付の判決の執行については、確定した判決に反して作為の給付をしないことはおよそ考えられず、強制執行にはなじまない(全国知事会)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第2-4-(2)行政の行為の差止めを求める訴え】

第1 導入の必要性

96 行政の一次的判断権を奪いかねないものであり、また、取消訴訟でも対応が可能なものが多いと考えられ、行政の行為の差止めを求める訴えによる救済が認められる範囲を拡大すべきではない(文部科学省)

第2 差止めの要件

97 差止めの要件は、一義性の要件、緊急性の要件、補充性の要件を求めるA案を基本とし、その要件を厳格にすべき(総務省、財務省、全国知事会)

98 行政の裁量の余地が有り得る行為にまで差止めを認めることは適当ではない(農林水産省)

第3 不特定多数の者の利害に係る行政の行為の差止めは不適当

99 対象を特定の名宛人に対する行政処分等に限ることとし、不特定多数の者の利害に係る行政の行為の差止めを求める訴えを認めることは不適当(国土交通省)

第4 裁判の後の状況の変化に行政が対応できる必要

100 行政は状況の変化に対応して処分等の発動を弾力的に行っており、裁判の時点では差止めの必要性が認められても、その後の事情の変化で処分等を行わなければならない事態が想定される。こうした事態に行政が対応できるようにする必要(農林水産省)

第5 民事訴訟との関係

101 民事訴訟との整理が必要。少なくとも同一事業につき、行政訴訟と民事訴訟で再度争えることとするのは不適当(国土交通省)

第6 敗訴した原告がその後になされた処分取消訴訟を提起した場合

102 差止訴訟で敗訴した原告が、その後になされた処分について取消訴訟を提起して、同一内容の審理が繰り返されることについてどのように考えるか(財務省)

第7 準司法的手続に留意する必要

103 公正取引委員会の行政処分(審決)は、審判手続を踏まえて行われる(勧告審決、審判審決を除く。)。審判手続については、対審構造が採られて被審人の防御権が確保され(独占禁止法第52条)、証拠による事実認定が行われる(同法第54条の3)など準司法的手続としての性格が強いとされている(なお、審決取消訴訟は東京高等裁判所の専属管轄となっている。)。こうした点に留意する必要(公正取引委員会)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-4-(3)確認の訴え】

第 1 確認の訴えの必要性

- 104 訴えが認められる範囲を拡大する必要性が乏しい(全国知事会)
- 105 民事訴訟においても確認の訴えは観念的に権利関係を確認することを求めるものであって、対象は元々無限定であるが、訴訟経済を考え紛争解決の実効性を確保するため、確認の利益がなければ訴えの利益を欠くこととしており、確認の訴えが認められる範囲を拡大するだけでは紛争解決の効果は得られない(全国知事会)

第 2 確認の訴えが認められる範囲

- 106 行政立法や行政計画のうち、取消訴訟の対象には該当しないとされるものに関し、無効の確認を求める訴えを認めることは適当でない(総務省)
- 107 相手方に対する法的拘束力(処分性)を有しない行政指導や、専ら行政内部の取扱いの統一性・一貫性を図るための指示の性格を有する通達についてまで個々に訴訟が提起されることとなれば、円滑な行政運営に支障が生じ、ひいては国民にも不都合をもたらしかねない(財務省)
- 108 確認の訴えが認められる範囲を拡大する場合には、確認の対象、確認の利益が認められる範囲等につき、法律において、何らかの限定を付さなければ、訴えの適法性に疑義のある訴えが増加し、実務上混乱を来すおそれ(法務省、財務省)
- 109 現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができる場合には、確認の訴えの提起を認める必要はない(法務省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-5-(1)行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大】

第 1 対象の拡大の必要性

- 110 国民の権利義務に直接影響を与えないような行政立法等を訴訟の対象とすることについては、訴訟当事者だけでなく、広範囲に影響が及ぶため、慎重に検討すべき。これらについては、権利救済のため、一般に当該行政立法等に基づいた具体的な処分について、取消訴訟の対象として争うことは現時点でも可能であり、このような一般的なケースにおいても、広範囲に影響が及ぶ行政立法等自体を争う必要があるかについては慎重に検討すべき(経済産業省)
- 111 道路整備特別措置法等の規定に基づき国土交通大臣が公団に対して行う料金認可等のような行為まで取消訴訟の対象となる行為を拡大した場合、今後、広く全国の道路利用者等国民に対し原告適格が認められることになり、一日でも数百万人に上る有料道路の利用者の中から、法律に基づき適正に認可された料金認可等について全国各地で膨大な数の訴訟が提起されるおそれがある(国土交通省)
- 112 具体の争訟性のない段階で行政立法等に対する訴訟を認めていくことは、いたずらに抽象的な論争を増やし、それを司法の場に持ち込むだけになりかねない(文部科学省、農林水産省、環境省、全国知事会)
- 113 農業振興地域の整備に関する計画等の行政計画や行政立法等は、その関係者が多数となることが多く、これらの計画等を訴訟対象とする場合、当該計画等がいつまでも確定しないこととなり、当該計画等を前提に活動する多数の者の利益が損なわれることとなる。さらに、このようなケースがあらかじめ想定されるとすれば、例えば、農業振興地域の整備に関する計画で農用地区域とされた区域について農業者が農業投資を行うことを躊躇することが予想され、法目的の達成が困難となるおそれがある(農林水産省)
- 114 行政立法、行政計画、通達、あるいは地方自治体における法定受託事務の処理基準を定める通知などが訴訟の対象となれば、行政施策を実施するまでに要するコストが、時間・人員・予算の各面で増加するとともに、施策の効果が損なわれる(厚生労働省)
- 115 条例、規則等の地方公共団体による行政立法については、意見を異にする住民や関係団体による論議、検討を経て議会又は長の責任において制定されるものであり、これらを直接取消訴訟の対象とすることは、立案過程における論議が訴訟の場において蒸し返されることになり、著しく不適当な結果を招来する(総務省)
- 116 条例の制定改廃については、地方自治法で直接請求が認められている(第 74 条)。条例の司法審査は地方公共団体の民主的な法形成に国が直接介入することになり反対。条例制定の違法の問題はまず、地方公共団体内部で解決し、これができない場合に限り国が関与すべき問題である(地方自治法第 176 条 4 項～ 7 項)(全国知事会)
- 117 国民の権利義務に直接影響を及ぼさない行政計画等について取消訴訟の対象を拡大することは、法律上の利益を有する者が不明確な段階で事業の適法性を司法の場で争うことになり、訴訟経済上非効率であるばかりではなく、行政訴訟制度が被害者の

行政官庁等からの意見の主な項目

救済よりも正当な利益を有しない者の活動の場として利用される恐れがあり、不適當(国土交通省)

118 エネルギー基本計画等の行政計画についても、広範囲な関係者に影響を及ぼすことから、その策定過程における審議会の審議等プロセスが規定されているものも存在し、パブリックコメント等の仕組みを一般的に採用している。これについて、裁判所が当事者間の主張のみに基づいて取消し得るということであれば、プロセスを経た趣旨が没却され、広範囲の関係者の意見が十分に反映されず不利益を生じかねない(経済産業省)

119 通達や行政指導などは、国民の権利義務を直接形成する法的効果がないという判例があり、当該分野への取消訴訟の拡大は困難(文部科学省)

120 行政指導をめぐる紛争の解決のためには、行政手続法上の手続の充実がまず考えられるべき(総務省)

121 行政立法や行政計画等については、むしろ立案過程の見直しにより解決すべき。パブリックコメントやその他住民が議論等に参加できる仕組みの制度化等地方公共団体に積極的な取り組みがなされている(全国知事会)

第2 要件を検討する必要

122 原告適格の拡大(行政立法、行政計画、通達、通知などに影響を受ける又は受ける可能性がある者すべてに原告適格を認めること)を必然的に伴うとすれば、膨大な件数の訴訟が提起されるおそれ(厚生労働省)

123 国民の権利義務に関する具体的な紛争の解決に資する場合に限定するための要件をどのように設けるのが相当かを十分に検討すべき(法務省)

第3 後にされる行政処分が違法が主張できないこととすること

124 行政計画を取消訴訟の対象とするのであれば、これに基づき行われる行政処分等について、行政計画の違法を主張できないこととすべき(国土交通省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-5-(2)取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設】

第 1 取消訴訟の排他性と出訴期間の制限の維持

- 125 取消訴訟の排他性と出訴期間の制限によって、法律関係の安定が図られ、ひいては、行政の円滑・効率的な遂行による国民の利益を図ることができるから、取消訴訟の排他性と出訴期間の制限は、今後も維持すべき(総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、全国知事会)
- 126 行政処分を長期間にわたって行政訴訟の対象とすることは、許認可を受けた事業者の活動をいたずらに不安定にする(文部科学省)
- 127 行政文書の保存期間が、最短で 1 年未満とされている(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第 2)こと等の事情も考慮する必要(法務省)
- 128 職員に対する不利益処分について、出訴期間による制限を設けないものとした場合、公務員関係を長期にわたり不安定な状態に置くこととなる。職員の身分を早期に確定する必要があることから、職員に対する不利益処分については、取消訴訟の出訴期間による制限を維持することが適当(人事院)

第 2 個別法の規定により排他性と出訴期間を定めることについて

- 129 取消訴訟の排他性と出訴期間の制限を個別法で定めるとすると、個々の処分ごとに内容が異なり、処分を受ける者は混乱することになるから、かえって、国民の権利利益に反する結果となって妥当でない(総務省)
- 130 排他性や出訴期間を個別法で定めるとしても、およそすべての処分等についてどのような関係者が存在しどの程度の出訴期間が適当であるかの判断を行うことは相当程度の困難を伴う(農林水産省)
- 131 排他性又は出訴期間が必要なものについて個別法の規定により定めるとすると、条例に基づく行為について、条例で出訴期間を定めることが必要になるが、条例の目的等によりどの程度の出訴期間を定めることができるかを個々に判断することはきわめて困難。条例で出訴期間を定めることができないとすると、条例に基づく行為については、出訴期間を定めることができなくなる(総務省)

第 3 裁決主義をとっている場合の取扱い

- 132 公害等調整委員会が行う裁定は、いわゆる裁決主義をとっていること等の特殊性があることから、慎重に検討する必要(公害等調整委員会)

第 4 行政決定ないし行政上の意思決定

- 133 行政決定ないし行政上の意思決定という概念は、極めて広範な行為を含むものであるため、更なる限定のための要件を設けないこととし、又は解釈にゆだねることとする場合には、具体的な紛争の解決とはおよそ関係のない訴えが提起されて、実務上混乱を招くおそれがある(法務省、農林水産省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-5-(3)裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方】

第 1 独占禁止法など個別法による行政上の是正措置との関係

134 裁判所が「特定の行政決定を行うことを命ずる」とした場合、そのような制度と独占禁止法違反行為の是正措置の内容を公正取引委員会に第一義的に委ねている同法の考え方(例えば、同法 82 条の規定に基づいて裁判所は審決の取消を行い、同法 83 条の規定に基づいて公正取引委員会に差し戻すこととされているなど)との関係について検討が必要(公正取引委員会)

135 公害等調整委員会が行う裁定は、鉱業等と他産業又は一般公益とのいずれかの利益に係る行政処分に対する公害等調整委員会の裁定を通じて、鉱業等に係る土地利用に関し、現実の利益衝突が起きる前に、公益的な観点から、事前にいわば、行政的、政策的な総合調整を図ろうとする制度であり、裁決主義をとっていること等の特殊性があることから、慎重に検討する必要(公害等調整委員会)

第 2 必要な是正措置に関する司法判断の在り方

136 裁判所が、国民・住民の間の利益調整を含めた政策判断を行わねばならなくなるおそれがある。例えば、一つの行政決定について正反対の立場から複数の是正訴訟が提起された場合、行政に代わって、裁判所が住民間の利益調整を含めた政策判断を行うことが必要となるが、このような判断を行うことが可能か(厚生労働省)

137 行政決定について違法判断がなされたとしても、必要な是正措置が一義的に導かれるものでもなく、特に、専門性・特殊性の高い分野について、司法部門による判断の在り方を詳細かつ十分に検討する必要(金融庁、厚生労働省)

138 裁判所がどのような救済が当事者にとって有利かを考えて救済方法を決定することは、原告の請求の趣旨の当否を判断するという司法の機能になじまず、司法の限界を超えている(総務省)

139 行政権を有しておらず、個別の行政分野における行政決定を行うことのできる専門的知識や体制を有していない裁判所が是正措置を行うよりも、判決で命ずる行政処分の取消しの後、当事者がどのような措置をとるかは当事者が自分の判断で選択するという、現在の訴訟制度の構造が適切(文部科学省)

140 裁判所が是正措置を命ずるのは、是正措置の内容が一義的・明確である場合に限定し、抽象的な内容とならないようにすべき(経済産業省)

第 3 審理の対象の特定の必要性

141 請求が明確でないと、審理の対象が拡大して、裁判所の審理判断が遅延するおそれがある上、被告の防御の対象が明確にならず、防御権の行使に重大な支障を及ぼすおそれがある(法務省、総務省)

142 原告がどのような判決主文を求めかが明確にされなければ、是正措置を命ずる判決が第三者の利益を害することにもなる場合には、当該第三者がその訴訟を知らないうちに、第三者の利益が害される(財務省)

【第 2-5-(4)取消訴訟の排他性の拡大解釈の防止】

143 出訴期間を経過した処分等、従来他の訴訟では争うことが制限されていた事項

行政官庁等からの意見の主な項目

について、争いえるようにすれば、処分を信頼して行動する国民に損害が生ずるおそれがあるほか安定的な行政運営に支障が生ずる(農林水産省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-5-(5)出訴期間の延長】

第 1 出訴期間の延長の必要性

- 144 取消訴訟制度による権利救済と法律関係の安定性との観点から、総合的に検討する必要(金融庁、法務省、文部科学省、防衛庁)
- 145 「処分を知った日から 3 箇月以内」より長期の期間に延長することは、行政処分の法的安定性の観点から問題(総務省、外務省、全国知事会)
- 146 出訴期間を延長した場合、証拠が散逸して事実の把握が困難となるおそれがあり、法律関係の早期確定という観点から、出訴期間を延長する場合には、あまりに大幅に延長すべきではない(法務省)
- 147 教示義務を設けること等によって、出訴期間の制限を徒過したことにより、国民の権利救済が困難となる事態の発生を抑制できないかどうかを検討すべき(法務省、全国知事会)
- 148 教示が行われることとなることを踏まえれば、行政事務の安定性の観点からは、現行法の出訴期間を維持することが望ましい(農林水産省、防衛庁)
- 149 「知った日」について個別法令(条例を含む。)で明定することは有益(総務省、全国知事会)
- 150 膨大な件数の処分が行われている社会保険などの分野については、出訴期間が廃止された場合、実務面への影響が特に大きい(厚生労働省)
- 151 一般的な出訴期間を延長する場合、延長される期間に応じて、個別制度の趣旨・目的に照らして、特例を設ける必要があるか否か検討する必要(農林水産省)

第 2 第三者への影響

- 152 原告以外の他の関係権利者に対し、法的に不安定な状態を長引かせることとなる場合があるので、慎重に検討すべき(国土交通省)
- 153 出訴期間の大幅な延長は、法律関係の早期確定の重要性や第三者への影響の観点から問題(財務省、厚生労働省)
- 154 特許等に関するライセンス契約や発電設備の設置許可に関する工事契約など、処分を前提とした契約関係等により多数の利害関係者が発生することが通常である。出訴期間の起算日を明確にすることは、法律関係の確定時期が明確になるため適当であると考えますが、出訴期間が極端に長期間となる場合には、当該処分が法的に不安定なまま長期間にわたって存続することとなるため、契約に関わる第三者に損害を及ぼすなど、経済活動も含めて広範な利害関係人に影響が生じかねない(経済産業省)

第 3 個別法による短期の出訴期間

- 155 難民不認定処分においては、難民認定が専ら海外において生じた事象を対象にしているという特殊性から、出訴期間を延長した場合には証拠が散逸して事実の把握が困難となり、適正な訴訟遂行が困難となるおそれがあり、法律関係の早期確定という観点から、行服法の例外として不服申立期間が 7 日に短縮されている(入管法 61 条の 2 の 4)。出訴期間を大幅に延長すべきではない(法務省)
- 156 公害等調整委員会が行う裁定に係る訴えについては、鉱業等に係る土地利用の

行政官庁等からの意見の主な項目

調整手続等に関する法律第 51 条において、出訴期間は 60 日とされている(公害等調整委員会)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-6-(1)原告適格の拡大】

第 1 原告適格を拡大する必要性

- 157 権利義務に関する具体的な争訟を解決するという司法の役割の観点から、真に権利利益の救済の必要性のある者に原告適格が認められるべきであり、行政事件訴訟法 9 条の規定は維持すべき(総務省、外務省、全国知事会)
- 158 原告適格については、現行通り「処分又は採決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」(行訴法第 9 条)とすることとし、行政法規が当該利益を個別具体的利益として保護しているかどうかにより「法律上の利益」に当たるか否かを判断することが適当(国土交通省)
- 159 廃棄物処理施設の設置許可において、廃棄物処理施設が一般的には「迷惑施設」と捉えられる傾向にあるため、個別具体的な保護法益といった一定程度明確な基準の設定がなければ、原告適格が無制限に拡大されるおそれがある(環境省)
- 160 農地の権利移動の許可において、畜産農家が農地を取得することを許可した場合に、これによる環境悪化を懸念する周辺住民がその取消しを求める場合等、法が本来保護することを意図している権利や利益を有する者が納得している処分について法が保護することを意図していない者が争い得るとすると、法が本来保護しようとしている権利者(この場合、畜産農業者等)の権利を損なうとともに、法本来の目的達成に支障が生ずるおそれがある(農林水産省)
- 161 農地の転用のための権利移動の許可において、畜産農家が畜舎を建設することを許可した場合には、周辺住民が住環境への悪化等を懸念する場合には、これらは「農地を農地以外にすること」によって被害が生ずるのではなく、その後の畜舎の立地によって利益が侵害されるおそれがあるものであり、本来であれば立地について民事訴訟で争うか、畜舎の立地を規制する立法で解決すべき問題。こうした、自己の利益を実現する上で利用しやすい制度があることを奇貨として行われる訴訟についても、原告適格の拡大を行うべきか検討する必要(農林水産省)
- 162 原告適格を法律上の利益を有する者から拡大する場合、その範囲を明確にすることは相当に困難であり、給付行政について原告適格が拡大されれば、訴訟関係者が多数になり、円滑な訴訟遂行に支障が出ることや第三者の法的地位に影響を与えることも考えられる(厚生労働省)
- 163 行政処分により受益している第三者が存在し、取消訴訟によって直接的に不利益を生じるような分野や、行政処分が公共の福祉又は公益を目的としている分野では、原告適格が認められるべき範囲は、法律上の利益があるような場合に限られるべき(経済産業省)
- 164 職員に対する不利益処分の不服申立ての原告適格については、審査請求をすることにつき「法律上の利益」を有することが必要とされており(人事院規則 13-1 第 6 条第 1 項第 4 号)、(1)職員に対する不利益処分は一身専属的性質を有するものであって処分の効果は被処分者本人の利益にかかるものにすぎない以上、被処分者以外の者に原告適格を認める実益がないこと (2) 仮に被処分者以外の者に原告適格を与えた場合、自己の法律上の利益と関係のない理由による不服申立てが数多くなされることに

行政官庁等からの意見の主な項目

よるいわゆる濫訴の弊が予想され、行政の円滑な運営に支障が生じること等の理由により、原告適格について拡大することは不適切(人事院)

第2 原告適格を拡大する範囲について

- 165 どの範囲で原告適格を拡大するかを明確にする必要(公害等調整委員会)
- 166 A 案ないし D 案は、客観的な判断基準として不明確であると考えられるので、より判断が容易となるよう、何らかの要件を加えることなども検討すべき(法務省)
- 167 保護されるべき具体的な権利利益の範囲を明確にせず、経済上の利益に関係しさえすれば、誰でも訴えることができることとなると、例えば、既存のたばこ小売店が、新規に参入する競業者の小売販売業の許可の取消しを求めて訴えを提起できるようになるなど、営業妨害を目的とした訴えも可能となりかねない。経済社会情勢を踏まえ、立法が保護することを予定していない既得権益を保護することにならないか、新規参入者の権利利益を不安定にすることにならないか(財務省)
- 168 原告適格を有する者の範囲について「現実の利益」を有している者なども含め広範に拡げることは、個々の処分とは直接法的な関係のない事実上の利害を有する者にまで広範に行政訴訟の提起を認めることとなり、行政の安定性に大きな支障を生じかねないことから適当でない(文部科学省)
- 169 指定暴力団の個々の構成員が「指定処分により現実の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者」に含まれ、指定処分の取消しを求める原告適格を有することとなれば、反社会的勢力による濫訴は避けられない。個々の構成員が指定処分の取消しを争うことができるとする改正は適当ではない(警察庁)
- 170 年金制度においては、原告適格を「現実の利益を侵害され又は侵害されるおそれのある者」に拡大した場合、受給者本人以外に、配偶者その他その受給者の年金により生計を維持されている者全て原告となる可能性(厚生労働省)
- 171 労災保険制度においては、保険料に関するメリット制度(事業主の労働災害防止意欲を向上させることを目的として、保険給付の多寡に応じて保険料を増減させる制度)を設けている。仮に、事業主について、保険給付支給決定処分により保険料負担が増加することをもって「現実の利益を侵害され又は侵害されるおそれのある者」として原告適格が認められることになる場合、事業主が保険給付支給決定の取消しを求める訴えを提起することもあり得る(厚生労働省)
- 172 行政法規が当該利益を個別的利益として保護しているかどうかを考える必要はなく、法律の保護範囲内か否かを検討すれば足りるという考え方については、法律の解釈如何によって著しく原告の範囲が拡大し、行政機関があらゆる局面において訴訟に遭遇するおそれが生じるから、適当でない(総務省、防衛庁)
- 173 法律の保護範囲内か否かを検討すれば足りるとする場合、これまで道路整備特別措置法等に基づく国土交通大臣の料金認可については、広く全国の高速自動車国道及び都市高速道路の利用者に原告適格を認め、全国の有料道路の利用者が一日でも数百万人に上る中、全国各地で膨大な数の訴訟が提起されるおそれ(国土交通省)
- 174 河川事業について、行政不服審査法に基づく異議申立が、沿川住民以外の者を多数含む 6601 名から提起され、1344 件の決定を行ったことがある。さらに、都市計画法において、都市計画決定に際して「利害関係者」は意見書を提出することができ、

行政官庁等からの意見の主な項目

道路の都市計画決定に際して 110 万通の意見書が提出されたことがある。原告適格の解釈が、「利害関係者」と大差ないものとなる場合には、膨大な数の訴訟が提起されるおそれ(国土交通省)

第3 審決・裁定手続との関係

175 審判手続に関与していないものが審決取消訴訟を提起することが想定され、このような点についても検討することが必要(例えば、勧告審決の相手方と取引する事業者等が当該勧告審決取消訴訟を提起するなど。)(公正取引委員会)

176 公害等調整委員会が行う裁定は、その趣旨・目的を異にする制度であり、申請人適格についても、不服裁定制度の趣旨・目的を踏まえて、検討を行う必要(公害等調整委員会)

【第 2-6-(2)自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除】

177 自己の法律上の利益に関係のない違法を主張することができることは、主観訴訟という抗告訴訟の本質を害することとなって、適当でない。例えば、第三者に対して通知を要する処分について、原告に対する手続が適法になされている場合であっても、第三者に対する通知が数日遅れただけで当該処分が取り消されるといった事態が生じる可能性がある(総務省)

178 主観訴訟の目的、性質との関係を十分に考慮する必要(法務省)

179 当該権利を濫用し、多数の訴訟を提起するものが現れるおそれがある。濫訴により、行政の混乱が生じることにならないか(財務省)

180 争点が必要以上に多岐にわたり訴訟の長期化を招きかねない。審理の充実を図るためには自己の法律上の利益に関係のある違法事由に限って主張立証する現行の方式に合理性がある(文部科学省)

181 漁業協同組合が自らの漁業権の放棄について取消しうべき瑕疵があるが、自らこれを取り消すべきでないと判断した場合に、漁業協同組合と関係ない第三者が、海面の埋立許可の取消訴訟においてこの取消しうべき瑕疵の違法性を主張することは適当ではない(農林水産省)

【第 2-6-(3)団体訴訟の導入】

第1 導入の必要性

182 団体に広く原告適格を認めることは、個々の処分とは直接関係ない者(団体)にまで広範に行政訴訟の提起を認めることとなり、行政の安定性に大きな支障を生じかねないことから適当でない(文部科学省、防衛庁)

183 ある分野で活動している団体に原告適格を認めることとする場合、その判断基準によっては、全国民に原告適格が拡大すると変わらなくなるおそれ(厚生労働省)

184 抽象的な利益を有するにすぎない者にまで原告適格を拡大し、保護する価値のないものにまで行政訴訟の提起を認めることになれば、濫訴を招くおそれがある。「歴史的、文化的な遺産、自然環境など回復不可能な価値」を行政訴訟により保護すべき法的価値として認め得るか否か、また、仮に認め得るとなる場合にも、いかなる「価

行政官庁等からの意見の主な項目

値」について保護すべきかを検討すべき(財務省)

185 仮に個別の行政分野について団体訴訟が認められることになる場合には、団体訴訟が当該行政分野において発生する問題の解決に適しているか否かという観点からも検討する必要(財務省)

186 一部の者が一般的な利益保護(環境保護など)を標榜する団体を設立することによって、自らの利害関心とは関係なく原告適格を有することとなれば、電源開発の遅れ等により電気の安定供給が阻害され、その他多くの国民の生活に悪影響を及ぼしかねない。構成する個人に原告適格が認められる場合に限定すべき(経済産業省)

187 団体訴訟として、地域住民等の集団に当事者性が認められると、政府系金融機関の外国政府への資金融資に関連して、環境を理由とした訴訟の提起が増加することも懸念される(外務省)

188 自然環境保全の分野において個人に原告適格が認められないと考えられる場合、例えば、希少な動植物の保護のみを根拠とした原告適格を主張して、開発許可に対する取消訴訟を提起する場合、こうした問題の解決を、原告・被告間の具体的な争訟事件の解決を目的とする司法権によることが適当かどうかについては、慎重な検討を要する(環境省)

189 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの適正な実施、更には事業に先立つ上位計画などより早期の段階でアセスメントを行う「戦略的環境アセスメント」の実施などの行政プロセスの中で、環境保護団体からの意見聴取及び幅広い関係者の合意形成を含め解決を図ることが、効率的かつ効果的(環境省)

第2 個別法による規定

190 広く国民全体に広がった利益に関係する処分に関し、団体訴訟制度を設ける際には、どの範囲の者に原告適格を認めるべきか否かは、当該処分の特質、利益状況に応じ、具体的に検討しなければ決し難いものと考えられるから、個別実体法において規定すべき(法務省、総務省)

191 個人に原告適格が認められない場合に特定の利益を目的とする団体に原告適格を認めることは、個別法ごとにその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべき(農林水産省)

192 団体の適格性について、個別法ごとに事前登録制とするとか、裁判所の判断に委ねるといった違いが予想され、こうした点も個別法ごとに検討すべき(農林水産省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第2-7-(1)主張・立証責任を行政に負担させること】

第1 規定の必要性

193 行政訴訟における証明責任の分配は、処分の性質、根拠法規の趣旨、証拠との距離、当事者間の公平等を考慮して、個別に処分の根拠法の解釈によって定めることが適切である(法務省、外務省、財務省、文部科学省、全国知事会、東京都)

194 考え方の背景には、行政が情報を独占し、原告はそのような立場にないとする考え方があると思われるが、例えば膨大な情報を有している国際的な大企業が地方公共団体を訴えるといった場面を想定すれば、必ずしもこのような考え方はあてはまらない。主張・立証責任は、行政処分の種類等によって個別法の解釈に委ねられるべきであり、全ての主張立証責任を地方公共団体に負担させることは適切ではない(総務省)

第2 個別法による主張立証責任の問題

195 在留資格の変更や更新を求める場合には、その申請者において資料を提出して在留資格の変更事由等の存在を立証すべきとされているが(入管法 20 条 3 項, 21 条 3 項参照), これらの不存在についての主張立証責任を行政庁の側が負うこととなれば、行政庁に過大な調査義務が課され、多大な事務が生じることとなり、行政の円滑な事務遂行が妨げられる(法務省)

196 不法入国及び不法上陸に係る退去強制令書の発付手続における退去強制事由のうち、有効な旅券を所持しないで本邦に入ったことなどの一定の事由については、容疑者において容易に立証し得ることから、その存否の立証責任は容疑者にあるとされているところ(入管法 46 条), その不存在についての主張立証責任を行政庁の側が負うこととなれば、その調査能力を超えた過重な負担を負うこととなり、結果的に不法滞在者の在留を認めざるを得なくなってしまう(法務省)

197 外国人登録制度においては、行政庁の側において身分関係の真偽を明らかにすることには限界があり、外国人登録における記載に不服があるとして取消訴訟が提起された場合に市町村が主張・立証責任を負うこととなれば、その負担は著しく過大(法務省)

198 自らの事情について最もよく知る立場にある者自身が、自らの責任において、その内容が適正なものとして申告することを前提としている申告制度の下では、行政側よりも原告側がより多くの証拠を保有している場合が一般的であることから、全て行政側に立証責任を負わせることには無理がある。例えば、課税処分において納税者が新たな貸倒損失などの特別な経費の存在を主張して処分の違法性を訴えるような場合や、減額更正を求める者が、自己の取引関係等を十分に証明しない場合、輸入品の知的財産権侵害の有無の認定において輸入者が海外での正当契約の存在を主張する場合など、証拠を保有している原告側に立証責任があるとしなければ不適当な場合が考えられる(財務省)

199 土地改良事業計画の認可・決定に当たっては、環境への配慮が要件になっているところであるが、環境に対する影響については、科学的に解明されていないものも少なくなく、環境への悪影響があることを理由に計画の違法性について主張がなされるような場合、計画による影響がないことを積極的に立証するのは非常に困難。このよ

行政官庁等からの意見の主な項目

うな場合に、原告側は単に影響があることのみを主張すれば足り、土地改良事業との因果関係を何ら証明する必要がないとすれば、いたずらに訴訟機会の増加を招くことになり、その全てについて、主張の相当性のいかんにかかわらず、国が調査・立証するためには、そもそも事前の想定が困難で、既往の調査データもないようなケースがほとんどであることから、多分な労費を必要とし、訴訟経済上適当ではない(農林水産省)

第3 調査費用の負担

200 調査費用の負担は、主張・立証責任と並列的に考えるべき事項であり、行政訴訟法において一律に規定を設けることは不適切(全国知事会)

【第2-7-(2)処分の理由等の変更の制限】

201 行政事件訴訟において理由の変更を許すのは、紛争の一次的解決を確保する趣旨であり、司法制度の効率を高める意義をも有する。また、処分には期限が定められていることも多く、新たな処分理由が判明する事態が生じることのないではなく、そのような場合にまで、一律に、処分理由の変更を制限するとすれば、客観的に見て適切な判決を得ることができず、公益を害する事態が生ずるおそれもある。加えて、処分の段階で処分理由をすべて述べておかなければならないとすると、それだけ行政庁の負担が増し、申請に対する応答が一般的に遅れるおそれがある。処分理由の変更を制限することとするかは、慎重に検討する必要(法務省)

202 理由の提示が要求されている処分について、処分の理由の変更が制限されるとすると、処分の段階で、想定されるあらゆる理由を明らかにする必要性が生じ、ひいては処分の遅延につながりかねず、不適當(総務省)

203 申告納税制度に基づく課税関係では、納税者が事実に即した適正な申告を行うことが期待されるが、訴訟に入ってから納税者が新たな主張に変更することがある。その場合、原処分時や異議決定時に示した処分の理由等の変更を認めず、納税者の新たな主張に基づいて行った判決で当該年度の税額を確定させることとするのは、訴訟当事者としての国の立場を著しく弱め、適正・公平な課税の実現を阻害するおそれがある。処分を受けた者が新たな主張を行った場合にまで、行政側に処分の理由等の変更を一切認めないとすれば、処分の公平性が保たれなくなる(財務省)

204 許可申請に対する処分について、要件が複数ある場合に、第一の要件がクリアできなければ、その他の要件について判断することなく拒否処分を行うケースが存在する。このようなケースで第一の要件の判断に違法があった場合に理由の変更、追加を認めなければ、いったん取消された後、行政の側で第二、第三の要件の判断を行い、場合によっては再度不許可処分を行うこととなりかねない(農林水産省、国土交通省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-7-(3)事情判決の制限】

第 1 事情判決を制限する必要性

205 事情判決をどうかは裁判所の判断に委ねるべきであり、法律で事情判決ができないと定めることは適当でない。事情判決の制度が、原状回復が困難ないし不能の場合にも、訴えの利益が失われず、行政処分の適否を司法判断の下に置くという積極的な機能を有している点について留意すべき(総務省)

206 少なくとも公共事業など多数の国民に影響を与える行政分野においては、現行の事情判決の制度は必要である。例えば、河川管理施設(ダム等)の撤去を求める訴訟が提起されたような場合、万が一手続きの一部に瑕疵があったとしても、既に当該施設が完成し、関係権利者の新たな権利関係が確定している場合にあっては、これを撤去し、原状回復することは、莫大な費用を必要とするのみならず、多数の関係権利者の利益を侵害する(国土交通省)

第 2 個別法の規定

207 公害等調整委員会が行う裁定については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第 41 条の 2 において、行政事件訴訟法第 31 条第 1 項(事情判決)及び行政不服審査法第 40 条第 6 項(事情裁決)に倣った制度が設けられている(公害等調整委員会)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-7-(4)裁量の審査の充実】

第 1 規定の必要性

208 行政には裁量権があり、裁判所の審査になじまない部分があることは法律上明確にする必要。30 条の見直しよりその範囲が狭くなるとすれば問題(文部科学省)

209 ある処分が裁量処分であるか否か、いかなる性質の裁量処分であるかは、個別の実体法が定めるものであって、裁判所の裁量処分の審査は、個別の実体法の定めを前提として、個別的行われる。例えば、入管法上の在留の許可等は、法務大臣の自由裁量による処分であり、個々の事案に応じた判断を行っていることから、行訴法において一律の基準を設けることにはなじまない。裁量処分の審査手法を行政事件訴訟法において、一律かつ一般的に定め得るものではない(法務省、総務省、国土交通省、全国知事会)

210 免許の付与のように一定の基準を定めている裁量処分がある一方、予めすべての要素を盛り込んだ基準を設定することが困難な場合がある。裁量処分は、行政府の行為として一定の幅の中で決定されるものであり、かつ処分内容を一義的に決定し得るものではない(財務省)

211 裁量の審査基準が定められるということであれば処分に当たっての判断基準を詳細に定めることとなるが、社会情勢の変化等を反映した総合的な判断に係る部分の基準化は困難。例えば、道路法第 32 条に基づく道路の占用許可について、道路管理者は個別具体的に、占用目的、当該占用場所の交通量、道路の状況等の諸要素を総合的に判断して決定するものであり、道路管理者の裁量に委ねられている。また、同法第 47 条の 3 に基づく特殊車両の通行許可については、道路の状況等を勘案しつつ、道路の交通の保全又は交通の危険の防止という観点から適正な判断が道路管理者の裁量に委ねられている。これらの処分について、違法又は裁量権の逸脱等がないにもかかわらず、裁判所の独自の判断により、取り消されることになれば、安全な道路構造の保全又は交通の危険防止等の観点から、大きな混乱が生じるおそれがある(国土交通省)

第 2 行政管理や行政評価の考え方を裁判規範とすることについて

212 行政管理や行政評価に用いられている基準や考え方を裁判規範の中に持ちこむことは適当ではない。平成 14 年 4 月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。)が施行され、各府省において同法に基づき政策評価を実施しているところであり、評価法第 3 条において、「行政機関は、その所掌する政策について、適時にその政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点からその他当該政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」とされ、また、同条第 2 項において、「政策評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握する」旨が規定されているところであるが、評価法においては、費用便益分析手法が法令上行政手法に組み込まれているわけではない(総務省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-8-(1) 訴え提起の手数料の軽減】

- 213 行政訴訟という類型一般に関する訴え提起の手数料の軽減については、民事訴訟等費用法の一部改正及びその運用の状況等も踏まえ、慎重に検討する必要(法務省)
- 214 他の訴訟形態との整合性を踏まえ、検討が必要(財務省)
- 215 正当な利益を有しない者等による、本来の目的である被害者の救済とは異なる活動への利用を目的とした相当数の訴訟提起が行われるおそれ(国土交通省)
- 216 訴訟手数料の引下げに当たっては、裁判所等の貴重な資源の有効活用を阻害しないよう、裁判で争うのに適した程度の法的利益を持つ紛争に限られるよう金額を設定する必要がある(外務省)

【第 2-8-(2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い】

- 217 弁護士報酬敗訴者負担制度の導入の在り方については、現在、訴えの提起を不当に萎縮させないという観点も踏まえ、司法アクセス検討会において総合的に検討されている。したがって、司法アクセス検討会における検討の結果と整合性を図る観点から、その検討結果を見る必要がある。なお、行政訴訟という類型一般に関し特段の措置を行うことについては、慎重に検討する必要(法務省)
- 218 行政訴訟に限るものではなく、訴訟制度全体の問題として検討すべきものであり、全体として両案ともに適当でない(全国知事会)
- 219 敗訴の場合の経費負担の危険を減少させるだけであり、結局、勝訴の見込みのない訴訟を増大させることになるおそれがあるので、慎重に検討すべき(外務省)
- 220 弁護士報酬を敗訴者負担としない、あるいは原告が勝訴したときだけ敗訴者負担とした場合、行政は一切の非がない場合でも弁護士費用を負担することとなり、行政が訴訟に要するコストが増大し、結果的に国民の負担増となる(厚生労働省)
- 221 原告が敗訴しても被告である国等の弁護士報酬を原告に負担させない場合、その負担を納税者に帰することであり、国民の理解が得られるか疑問(農林水産省)
- 222 片面的敗訴者負担制度を導入することは適当ではない。原告と被告は訴訟においては対等な立場にあり、また、原告が敗訴した場合には、行政の適法性が司法によって認められたことになるのであるから、敗訴者負担制度を導入するのであれば、原告が敗訴した場合には原告が被告の弁護士費用を負担するべきである(総務省)
- 223 納税者全体の利益の公平の観点から、行政側だけに敗訴者負担の制度を導入することには反対(東京都)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-8-(3)不服審査前置による制約の緩和】

第 1 不服審査前置の必要性

- 224 不服審査前置は、いったんは行政に再検討の機会を与え、その自主的解決を期待することにあり、紛争の解決に当たって必要な役割を果たしていることから、不服審査前置を定めることができないとすることは適当ではない。また、専門化された分野について専門機関である行政委員会等が審査することが実情を適格に把握するために有意義であり、事後の訴訟の審理の適正を期する上でも有効(総務省、厚生労働省)
- 225 不服審査前置の規定は、個別の法律において、大量的に行われる処分であって行政の統一を図る必要がある、専門技術的な性格を有する処分である、審査請求に関する裁決が第三者機関である等の理由から、設けられたものであって、その趣旨は、行政による救済と司法による救済との合理的な資源配分の見地から十分合理性を有する。したがって、個別法の趣旨等を勘案せず、一律に不服審査前置主義を採用することを禁止する理由はない(法務省)
- 226 不服申立前置は、各個別法の主旨、歴史的背景等を踏まえて措置されているものであり、各個別法における位置づけ、国民の権利利益の救済への寄与の程度を総合的に勘案して今後の取扱いを検討する必要(農林水産省)
- 227 不服審査前置の場合でも、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項は広く例外を定めているから、適切な運用で訴えを提起する者に著しい不利益は生じない(文部科学省)

第 2 個別法で不服審査前置が定められている趣旨

- 228 職員に対する不利益処分の不服申立てについては、不服審査前置の規定が設けられているが(国家公務員法第 92 条の 2)、これは、人事院が人事行政の専門機関として、処分の違法性のみならず不当性についても合理的、かつ公正な判断を行える立場にあること、行政部内の問題について人事行政の専門機関において審査を行うことにより判断の統一性を図ることができること、簡易迅速な手続によって被処分者の救済を図ることができること、出訴前に人事行政の専門的機関の救済を求めるほうが訴訟経済面からも妥当であること等の理由に基づく。職員に対する不利益処分について不服審査前置を廃止すると、以上のようなメリットが減殺される。なお、現行の行政事件訴訟法第 8 条第 2 項第 1 号において、審査請求があった日から 3 ヶ月を経過しても裁決のないときは取消訴訟を提起することが許容されており、不服審査前置を課していることによって職員に特段の不利益を強いていることはないものとする。職員に対する不利益処分の不服申立てについては、現行の不服審査前置制度を維持すべき(人事院)
- 229 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の犯罪被害者給付金の支給裁定の取消訴訟について審査請求を前置することとしたのは、
- ・都道府県公安委員会の行う裁定は裁量的要素が多く、その判断を行政部門自らが確保し得ることとしておくことが合理的であること
 - ・このような裁定の性質上、直ちに裁定の取消しの訴えを認めても必ずしも争訟の迅速な解決を図れるものではなく、統一的で適正な運営に責任を負っている国家公安委員会(裁決庁)の判断にかからしめる方が争訟の迅速な解決の要請に応える

行政官庁等からの意見の主な項目

ことができること
を考慮したためである。

また、暴対法の指定の取消訴訟について審査請求を前置することとしたのは、

- ・暴力団の指定については、全国的な見地から公正性、統一性が確保されるよう、社会、政治、宗教等の団体及びその活動に関する専門知識等を有する審査専門委員の意見に基づいて国家公安委員会が要件に該当するかどうかの確認を行うこととしているため、その争いについても、まず、国家公安委員会が裁決を行うべきであること
- ・公開の聴聞や審査専門員の意見に基づく国家公安委員会の確認という厳格な事前手続を経て行われた指定については、全国的な公正性、統一性の確保に責任を有し、専門技術的な判断に優れている行政庁の判断を経るべきであること

を考慮したためである。

これらの審査請求前置の規定が置かれた趣旨を踏まえれば、裁決を経ずに取消訴訟を訴えることを可能としたとしても、裁判所の判断が適切になされず、またかえって裁判が長期化するおそれがある。

上記の制度については、現行のとおり不服審査前置を維持したとしても、処分の相手方に不利益を生じさせるものではない(警察庁)

- 230 国税、関税等に関して規定されている不服審査前置は、各行政分野の大量・反復性や技術性・専門性等を踏まえて設けられている。利用者である国民にとっての利便性、大量・反復性や技術性・専門性のある行政分野における不服審査機能の意義、及び裁判所の対応能力を踏まえて、検討する必要(財務省)

第3 準司法手続で行なわれる行政審判制度と取消訴訟との関係

- 231 行政事件訴訟法第8条ただし書きのいわゆる不服審査前置を定める立法の中には、原処分に対する取消しの訴えを認めず、当該処分についての審査請求に対する裁決の取消しの訴えしか許さないものもあり(裁決主義)、公正取引委員会の所管する景品表示法第11条2項も、不服申立前置及び裁決主義を定める規定である。公正取引委員会の審決は準司法的手続とされる審判手続を経て行われ、審決の取消しの訴えは、東京高等裁判所専属管轄となっており、当該訴訟においては実質的証拠法則が認められている。したがって、不服審査前置を認めないこととなると、審級の省略や実質的証拠法則を存続させることが不可能となる。準司法手続で行われる行政審判制度と取消訴訟の関係について、行政審判制度の趣旨・目的等を十分に踏まえて検討することが必要(公正取引委員会)

- 232 電波監理審議会は、電波法等に基づく総務大臣の行政処分に対する不服申立てについて審理・議決する機能が与えられており、不服申立てに対する総務大臣の決定はこの電波監理審議会の議決に拘束されるとともに、訴えの提起はこの手続を経た総務大臣の決定に対してのみに限られ、かつ、この訴えの管轄は東京高等裁判所の専属管轄とされ、電波監理審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは裁判所を拘束するなど、審議会としては準司法的機能を果たしている(総務省)

- 233 公害等調整委員会が行う裁定は、いわゆる一審代替機能を有しており、不服審査

行政官庁等からの意見の主な項目

前置による制約の緩和における論点は該当しない。司法制度改革審議会意見書においては、「行政委員会の準司法的機能の充実との関係にも配慮しなければならない。」とされている(公害等調整委員会)

- 234 技術的専門的な知識経験に基づく判断を必要とする特許法法令等による処分については、特許庁において再審査を実施する方が迅速かつ適切な紛争処理が可能であり、不服審査前置制度をとるべき利点が存する。そして、現行の制度においても、査定等に対する不服は、審判を経たものでなければ出訴することができず、その訴えは、第1審(地方裁判所)を省略のうえ、東京高等裁判所の専属管轄とされていることから、審判は、第一審に代替するものとして不服審査前置が認められている。専門性の高い分野などについては、専門性を有する行政庁においてレビューを実施することにより迅速かつ適切な紛争処理が可能であることから、不服審査前置を維持すべき(経済産業省)

行政官庁等からの意見の主な項目

【第 2-9-(1)行政訴訟の目的規定の新設】

235 行政訴訟の目的は、第一次的には権利侵害の救済にあり、適法性の確保は権利侵害の救済を通じて行われるものであるから、行政訴訟の目的として権利侵害の救済に加えて適法性の確保を記載することは適当ではない(総務省)

【第 2-9-(2)国の公金の支出の違法性を確保するための納税者訴訟の創設】

236 いわゆる納税者訴訟制度を創設する場合には、本院の憲法上の独立性との関係、地方公共団体の制度をそのまま国に当てはめることの妥当性、本院と裁判所との関係、検査請求を受ける場合の本院の検査権限との関係、本院の通常の検査業務との関係等について、理論的にも実務的にも、慎重かつ十分な検討が必要(会計検査院)

237 会計検査院が検査請求を受けることは、会計検査院の地位、法的権限、通常の検査業務との関係、人員等の面で様々な問題があり、現時点で受け入れることは困難(会計検査院)

238 納税者訴訟制度が創設されると、原告の対象が納税者全般になることから、被害者の救済とは異なる活動に利用するために、直接利害関係のない者からの訴訟提起が大幅に増大する恐れがある(国土交通省)

239 ベンチャー支援や次世代技術開発に対する補助金等の支出については、結果として事業が失敗するリスクが高い分野であるが、納税者訴訟の対象となる場合には、担当者に対して萎縮効果が働き、戦略的な予算執行が行われなくなる可能性がある。制度創設に当たっては、行政への萎縮効果によるデメリットを踏まえて、慎重に検討すべき(経済産業省)

240 公共事業の場合は、発注の単位、規模等により、それぞれ、権限を委任された職員が実施決定や契約を行うが、これら個々の契約等全てに対し、公金の支出の適法性に係る訴訟が提起されると、公共事業の執行に係る事務が停滞し、国民のニーズに応えるための行政が十分に行われなくなり、公益性に重大な影響を及ぼす(国土交通省)